

# 障がいのある人もない人も 心豊かに暮らやる 大分県づくり条例

平成28年4月1日施行

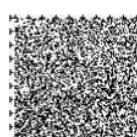


大分県では、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しました。

全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。



おお いた けん  
大 分 県



# しょう ひと ひと 障がいのある人もない人も こころ ゆた く 心豊かに暮らせる おお いた けん じょう れい 大分県づくり条例のポイント



## 1 基本原則

そう ご  
じん かく  
こ せい  
そん ちょう  
あ  
きょう せい  
しゃ かい  
じつ げん  
む  
き ほん げん ぞく  
さだ  
相互に人格と個性を尊重し合える共生社会実現に向けて基本原則を定める。

- 障がいのある人は、必要な支援を受けながら自らの意思により選択し、自分らしく生きることができる。
- 障がいのある人は、社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。
- 障がいのある人は、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会において共生することができる。
- 障がいのある人は、意思疎通、情報取得手段の選択の機会の拡大が図られる。
- 障がいを理由とする差別解消策は、性別、年齢、障がいの状態等に応じて実施される。
- 障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。



障害者の権利に関する条約第19条でいう「自立」は、「必要な場合  
は支援を受けながら自分のことを自分で決めること」=「自己決  
定」を意味しています。人はだれでも社会から支えられて自分らしく  
生きる権利があるのです。



## 2 県の責務

- 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施しなければならない。

- 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なき後の生活の維持及び防災対策に関する課題等の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努める。



条例策定の過程で「これまで女性である前に障がい者として扱われていた」とのお話を  
いただきました。障がいのある女性が、女性であるが故に、結婚、出産などのライフス  
テージごとに複合的な差別を受けることのない社会が望まれています。

## 3 障がいを理由とする差別の禁止

- 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 社会的障壁の除去は、意思の表明があった場合、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

# 合理的配慮ってなんですか？



障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

## 合理的配慮の具体例

視覚障がい  
のある方には

- 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行う
- 会議資料等について点字、拡大文字等で表記する
- 会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する

聴覚障がい  
のある方には

- 手話、筆談などによるコミュニケーションをとるなどの意思疎通の配慮
- 災害や事故が発生した際、手書きボード等を用いて分かりやすく案内し誘導する

精神障がい  
のある方には

- パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設ける
- 順番を待つことが苦手な方に、周囲の理解を得たうえで、順番を入れ替える

知的障がい  
のある方には

- ふりがな付き文書や分かりやすい表現を使って説明する
- トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示を設ける

肢体不自由・  
内部障がい  
のある方には

- 施設内の段差にスロープを渡す
- 車イスを利用する人へ高い所に置かれた商品を取って渡す
- 疲労を感じやすい方へ長いすを移動させて臨時の休憩スペースを設ける

# じょう れい かん 条例に関するQ&A



## Q 「障がいのある人」とはどのような人ですか？

A 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや難病、慢性疾患などにより、その「障がい」及び「社会的障壁」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方を「障がいのある人」としています。

※「障がいのある人」が日常生活で受ける制限は、心身の機能に起因するのではなく、障がいに対する無理解や街中の段差など社会における様々な障壁と相対することによって生じています。こうした考え方を「社会モデル」と呼ばれています。

## Q 「障がいを理由とする差別」とはどのようなことですか？

A 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律には、「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると規定しています。

## Q 「障がいを理由とする差別」はどうやって解決するのですか？

A 障がいのある方に対する差別を無くしていくためには、障がいのある方々の日常生活の暮らしにくさを、一人ひとりが深く理解していくことが大事です。県では、話し合いを通じて円満な解決が図られるよう、相談体制を整備します。



# 条例(前文)に込められた 障がいのある方と ご家族の思いとは。



□私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛・結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

□本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人との相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

□我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し、障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

□ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

障がいのある人やその家族の生きづらさは、今なお深刻であり、無理解や偏見、差別によって就学、就労や医療現場等において必要な支援を求めることができなかったり、将来の夢や希望をあきらめざるを得ないなど、苦しみ傷つけられる人がいます。

こうした生きづらさを家族だけで抱え込み、「願わくは、この子より1日でも長く生きたいと思ったことがある」という障がいのある子の家族の悲鳴にも似た声も寄せられています。

今、私たちに求められているのは、これら様々な社会的障壁の解消を図るとともに、お互いの立場を尊重し合いながら、お互いに支え合い、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現です。

# 障がいを理由に困ったことが 起きたときはどうすればいいの?



専門相談員が、下記のセンターで、お住まいの市町村が設置している相談員さん、各種相談窓口と連携・協力して助言や話し合いで問題解決を図ります。困ったことが起きたら迷わず連絡してください。



相談窓口

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター

(大分市大津町 大分県総合社会福祉会館内)

電話番号

(電話)(FAX) (097)558-7005(障がい者110番)

(メール) syougaishiya110-2@oita-syo-sui.com

受付

8:30~17:00(月~金曜) 祝祭日・年末年始は休みます。

もしも話し合いで解決しないときは…?

話し合いで解決しない場合「あっせん」の申立てができます。

申立

大分県障害者  
施策推進協議会  
(調整部会)

※弁護士や有識者から  
なる第三者機関です

あっせん

問題  
解決

解決  
しない  
場合

正当な理由がないのに  
あっせんを受諾しないなど  
の場合に「勧告」を行うほ  
か、勧告を受けた者の氏名  
などを「公表」するこ  
とができます。



【条例に関するお問合せ先】

大分県福祉保健部 障害福祉課

TEL : 097-506-2725 FAX : 097-506-1740  
E-mail : a12500@pref.oita.lg.jp